

## 国内旅費細則

### (総則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、この細則を定める。なお、「国内旅費」とは、本会の活動（受託の場合を除く。）等のために国内を旅行する場合の費用である。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

### (旅費の構成)

第2条 旅費の構成は、鉄道、船舶、自動車および航空機の「旅客運賃」および「宿泊料」とする。ただし、土砂災害緊急調査細則に規定する地すべり学会災害調査団にあっては国内旅行保険を追加する。

2 各交通機関の旅客運賃は、普通車または普通クラスのそれを原則とする。ただし、合理的な範囲において、鉄道の特急料金および急行料金を含めることができる。

3 宿泊料は実費とし、その上限金額は10,000円とする。

4 日当は支給しない。

### (旅費の請求)

第3条 旅費は実費清算を基本とし、旅行者は、旅行後すみやかに、領収書等金額を証するものの原本（コピーは不可）を添付して請求するものとする。旅行者が領収書を紛失等した場合は、公共交通機関等で公表された金額の積み上げ額の内訳書を添付して請求するものとする。

### (赴任費用)

第4条 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため現住地から赴任先まで移動にかかる交通費及び引越に要する費用を支給する。

2 現住地から赴任先まで移動にかかる交通費は、請求書により実費を請求する。

3 引越に要する費用は、一時金として別表（1）の金額を支給する。

### 附則

この細則は、平成12年8月28日に制定した。

### 附則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月28日理事会議決）

## B5

この細則は、平成 24 年 8 月 28 日に一部改訂したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 20 日理事会議決）

この変更は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附則（平成 29 年 5 月 16 日理事会議決）

この変更は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 14 日理事会議決）

この変更は、平成 31 年 3 月 14 日から施行する。

### 別表（1） 引越に要する費用

一律支給	150,000 円
------	-----------